

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

安全な医療を提供するために、病院全体として感染対策に取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策の為に委員会その他の組織に関する基本的事項

感染防止対策に関する意志決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また、感染制御チーム（ICT）を設置し、感染対策の実務を行います。

3. 院内感染対策の為に職員研修に関する基本指針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令で定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等の分離状況を集計し、院内感染対策委員会及びICTでの検討、現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内において感染症が発生した時は、感染制御チーム（ICT）が速やかに感染拡大防止するように努めます。

6. 患者さまへの情報提供と院内感染対策指針の閲覧に関する基本指針

感染症の流行が見られる場合には、HPや掲示物で広く情報提供を行います。あわせて、患者さまとご家族の方に、感染対策のための手洗やマスク着用等の協力をお願いします。本取組事項は院内に掲示し、患者さま及びご家族さまより閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. その他 院内感染対策推進の為に必要な事項

院内感染対策マニュアルを作成し、定期的な見直しを行い、感染防止に向け、院内感染対策マニュアルを遵守します。